

## 岡崎市結核予防対策事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、健康の維持増進及び疾病対策の向上を図るため、学校又は施設(国、都道府県及び市町村の設立する学校又は施設を除く。以下同じ。)の長が行う結核に係る定期の健康診断に対し、予算の範囲内において交付する結核予防対策事業費補助金(以下「補助金」という。)に関し、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第53条の2に基づき、学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断事業とする。

### (補助対象経費及び補助金額等)

第3条 補助の対象となる経費は前条の事業に必要な経費のうち、補助金の交付対象として市長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

2 補助金の算定基準単価は、当該年度の「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」における結核の健康診断等に係る基準単価とし、補助対象経費、補助率及び交付額は、別に定めるものとする。

3 補助金の額の決定に当たって算出された額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「補助事業者」という。)は、別に定める交付申請書兼実績報告書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、当該年度の3月31日とする。

### (交付決定及び補助金額の確定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定及び補助金の額を確定し、その内容を補助事業者に通知するものとする。

### (補助金の請求)

第6条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに別に定める支払請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき補助事業者に補助金を交付するものとする。

### (関係書類の整備及び保管)

第7条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(実施細則)

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年9月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成16年7月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年11月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年8月17日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。